

### 3 欧州連合 (EU)

#### 援助政策等

##### 1. 基本法・基本方針

###### (1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約（2009年12月1日発効）の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

###### (2) 基本方針

2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development) が合意された。

2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁 (EEAS : European External Action Service) が創設され (2010年12月に発足)、また新興国の被援助国から援助国への変化および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the Impact of EU Development Policy : Agenda for Change) を作成し、2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整において欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞りこむ政策等を打ち出した。

さらに、EUは2015年に国連にて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを歓迎し、域内では循環型経済の推進等を通じ、域外では2030アジェンダの実施を支援するための対外政策を通じ、同アジェンダの実施を推進するとしている。

2017年5月には「開発に関する欧州の新たなコンセン

サス」(The New European Consensus on Development) が署名された。新たなコンセンサスでは前回と同様に、EUとEU加盟国との間の開発のための政策一貫性 (PCD : Policy Coherence for Development) を確保し、援助効果を向上させるとともに、今後15年間のEU加盟国における被援助国への開発協力のアプローチを示し、SDGsの戦略的目標達成が書かれている。また新たなコンセンサスは国連の2030年アジェンダ目標に応える形のものとなった。(出典：欧州委員会プレスリリース)。

##### 2. 援助規模

###### (1) 開発援助総額

2017年のEUによるODA実績額は164.4億ドルである (DAC統計2018年12月時点)。DACに加盟するEU加盟国20か国<sup>(注1)</sup>のODA合計 (支出純額) は836.4億ドルである (同2018年12月時点)。

###### (2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み (Multi-annual Financial Framework) と呼ばれる2014年から2020年までの7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ (約879.7億米ドル<sup>(注2)</sup>)。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金 (EDF : European Development Fund) の予算305億ユーロ (約404.7億米ドル<sup>(注2)</sup>) を加えると7年間で968億ユーロ (約1,284.4億米ドル<sup>(注2)</sup>) になる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

###### (3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国 (かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋79か国) に対する援助として拠出する欧州開発基金 (EDF) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算がある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

注1：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、2016年よりハンガリーが加盟。

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2017年の欧州委員会人道支援・市民保護総局（DG ECHO：Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection）の人道支援額（実績額）は、約18億ユーロ（約20.3億米ドル<sup>注3</sup>）である。

#### (4) 予算枠組み

EUの外交・援助枠組には多くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント（thematic instrument）と、②低所得国・地域向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント（geographical instrument）とがある。

### 3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、主にかつて欧州の植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国（ACP諸国）、近隣国および後発開発途上国（LDCs）等がある。

#### (1) ACP諸国

かつてヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その附属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国全てがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金（EDF）より支出。

#### (2) 近隣国

東側の近隣国であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ自治区、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済

の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

#### (3) そのほかの開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援助を実施。

### 4. 日本との協力

日本とEUは共に主要ドナーであり、様々な国際的開発課題への対応に取り組んでいる。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が開発分野におけるキープレイヤーとして、開発政策に関する年次協議を開催することに合意した。これを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後2018年7月の第6回日EU開発政策対話（注：援助政策協議から改称）まで、欧州委員会開発協力総局（DG DEVCO：Directorate-General for International Cooperation and Development）との間で6回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている（2019年1月末時点）。また、2019年2月に暫定的適用が開始された日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）において、開発に関する政策が協力分野の一つとして定められている。

## 実施体制

### 1. 欧州対外活動庁

（EEAS：European External Action Service）

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案するが、近隣諸国については欧州委員会欧州近隣諸国政策・拡大交渉総局（DG NEAR）が担当する。

### 2. 欧州委員会開発協力総局

（DG DEVCO：Directorate-General for International Cooperation and Development）

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ（人道支援を除く）。

注3：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

### 3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

(DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection)

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

●ウェブサイト

- ・欧州対外活動庁：  
[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en)

・欧州委員会開発協力総局：

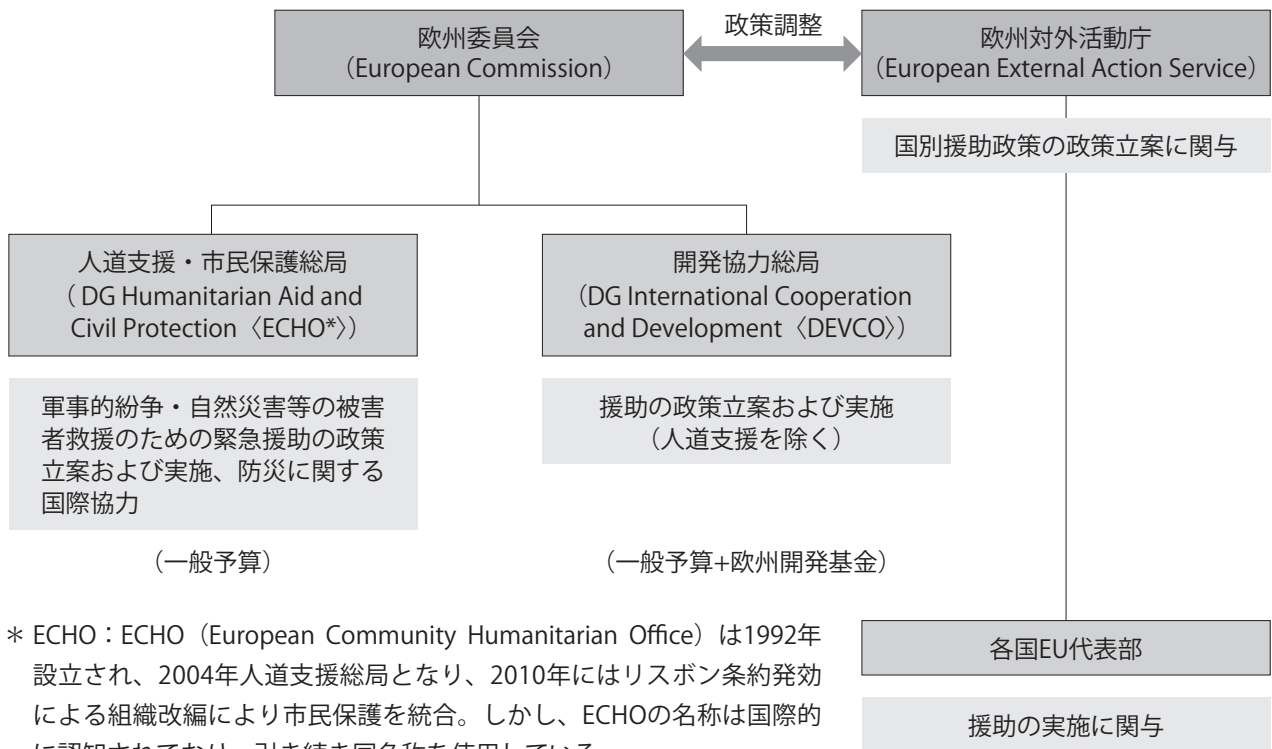
[http://ec.europa.eu/europeaid/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm)

・欧州委員会人道支援・市民保護総局：

<http://ec.europa.eu/echo/>

- 2017年度版EU対外活動予算の実施に関する年次報告書 (2017 Annual Report on the Implementation of the European Union’s Instrument for Financing External Action in 2016) : [https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/annual-report-2017\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/annual-report-2017_en.pdf)

#### 援助実施体制図



\* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

\* なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。